

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査を実施する件 五七
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 五八
- 土地改良事業の施行に同意した件 五八
- 道路の区域を変更する件 五八
- 道路の供用を開始する件 五九
- 廃川敷地等が生じた件 五九
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五九
- 財団法人都道府県会館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況を公表する件 五九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 五九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 五〇
- 福島県警察本部
  - 一般競争入札を行う件二件 五〇
  - 小型定置漁業の保護区域について指示する件 五三
  - はえなわ漁業について指示する件 五三
  - 漁業法により指示する件 五三
- 福島海区漁業調整委員会

## 告 示

### 福島県告示第五百六十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十年八月十五日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査  
福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
------	------------	-----------	------

相馬郡飯館村

同 郡新地町

相馬市

南相馬市

非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり

九月一六日

午後一時三〇分から  
午後三時三〇分まで

飯館村公民館

九月一七日

午前九時三〇分から  
午前一一時三〇分まで

新地町役場

同

午後二時から  
午後三時三〇分まで

相馬市ポートセンター

九月一八日

午前九時三〇分から  
午前一一時三〇分まで

相馬市磯部公民館

同

午後一時三〇分から  
午後三時三〇分まで

スポーツアリーナそうま

九月一九日

午前九時三〇分から  
午前一一時三〇分まで

同

九月二四日

午後一時三〇分から  
午後三時三〇分まで

小高区保健福祉センター

九月二五日

午前九時三〇分から  
午前一一時三〇分まで

同

同

午後二時から  
午後三時三〇分まで

南相馬市まごころセンター



路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道石川矢吹線	西白河郡矢吹町上宮崎二番一地从先から 同 郡同 町上宮崎二二〇番二地从先まで	平成二〇年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

福島県告示第五百七十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系新川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年八月十五日
- 三 廃川敷地等の位置  
いわき市平北白土字宮田四十三番の一部
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 二六二・六五平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第五百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称  
双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
双葉都市計画下水道事業（双葉町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日  
昭和五十六年二月十七日
- 四 事業施行期間  
昭和五十六年二月十七日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

(下水道課)

公 告

公告第四百三十七号

平成十九年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、財団法人都道府県会館理事長から平成二十年七月三十一日付けで通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成19年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況

1 災害共済事業（建物共済事業）	
分担金その他収入	1,827,378,383円
災害共済金、経費その他支出	957,302,486円
正味財産	22,599,782,275円
2 機械損害共済事業	
分担金その他収入	766,962,135円
災害共済金、経費その他支出	221,952,028円
正味財産	6,872,270,107円

(財産管理課)

公告第四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年七月二十八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人 P I E C E
- 三 代表者の氏名  
山岸 竜大
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市庄野字台ノ田八番地三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや障がい者が気軽に利用できる場を確保して、安心して暮らせる地域づくりのために、個々人の思いや希望に合わせたサービスを提供して、福祉の推進と障がい者の生活の向上を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十年八月一日

二 名称

特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター

三 代表者の氏名

清水 修二

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市置賜町一番二十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に福島県内で活動する、民間非営利活動団体及び市民団体を支援し、これらの活動の基礎整備を進め、地域や分野を越えたネットワークの拠点となることにも、まちづくりの推進活動については積極的にこれと取り組み、行政や地域と連携した新たな協働関係を築きながら、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百四十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
オーブ ンハウ	白河市金鈴 一七一一	社会福 祉法人	白河市金鈴 一七一一	平成二十年 七月二十二	短期入所	知的障害者

ス白河	優樹福 祉会	日		
-----	-----------	---	--	--

(障がい福祉課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第39号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交番・駐在所等ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年 8月15日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 交番・駐在所等ネットワークシステム機器 一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。)
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成20年11月1日から平成25年10月31日まで
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年9月9日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。



郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町 2 番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年 8 月26日 (火) 午後 2 時 福島県警察本部 入札室 (福島県福島市杉妻町 5 番75号)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年 9 月25日 (木) 午後 2 時 (2)に掲げる場所と同じ。
- (4) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年 9 月24日 (水) 午後 5 時までまでに必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Police box network system device 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m., 25 September 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 24 September 2008
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department.

Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi  
Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151  
(会 計 課)

福島県警察本部公告第 4 0 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける I C カード化運転免許証記載内容確認装置及び証明書キャッシュサーバ装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 6 条及び福島県財務規則 (昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。) 第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

平成20年 8 月15日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
ア I C カード化運転免許証記載内容確認装置  
イ I C 運転免許証読取装置 30 式  
ウ I C 運転免許証記載内容確認装置 4 式  
エ 証明書キャッシュサーバ装置 一式  
(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。)

- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成21年 1 月 1 日から平成25年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年 9 月 5 日 (金) 午後 5 時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町 2 番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年 8 月26日 (火) 午後 3 時 福島県警察本部 入札室 (福島県福島市杉妻町 5 番75号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年 9 月25日 (木) 午後 1 時30分 (2)に掲げる場所と同じ。

(4) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年 9 月24日 (水) 午後 5 時までまでに必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease :

① IC card driver's liscense description content confirmation device

a IC driver's liscense readout device 30set

b IC driver's liscense description content confirmation device 4set

② Certificate cashserver device 1set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m., 25 September 2008

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 24 September 2008

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151 (会計課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示す。

平成二十年八月十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 保護区域

小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業(とさけ角網漁業を含む。)	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸にかい漁業、機船船ひき網漁業、はまかい漁業、どう漁業及びつば漁業を営んではならぬ。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十年九月一日から平成二十一年八月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年八月十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

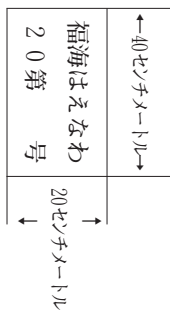
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十年十月一日から平成二十一年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年八月十五日

福島海区漁業調整委員会

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

会長 前田幸徳